

市・県民税の改正 給与所得控除が見直されます

平成30年度（平成29年分所得）の市・県民税の課税対象者に対する納税通知書は6月8日（金）に発送予定です。これに伴い、30年度から適用された税制度の主な改正点をお知らせします。

主な改正点

◆給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

国の税制度改正に伴い、給与所得控除の見直しが行われ、控除上限額が引き下げられました（左表）。

《給与所得控除の上限額の改正点》

	29年度課税分	30年度以降課税分
上限額が適用される給与収入額	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

《給与所得計算の改正点》

給与等の収入金額	29年度課税分	30年度以降課税分
1000万円以上 1200万円未満	収入金額×0.95－170万円	収入金額－220万円
1200万円以上	収入金額－230万円	

◆配偶者控除など見直し

働く意思がある人が就業調整を意識しなくても済むように、配偶者控除および配偶者特別控除の適用範囲と控除額が次の通り変更されました。

※31年度（30年所得分）から適用
【配偶者控除】合計所得金額が38万円以下の配偶者を対象とした控除額が、納税義務者の合計所得金額に応じて段階的に変更された他、合計所得金額が100万円を超える場合は、控除の適用を受けることができなくなりました。

【配偶者特別控除】控除額が、納税義務者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて段階的に変更された他、対象となる配偶者の合計所得金額が123万円以下へと拡充されました。

給与所得者の特別徴収

県と市では、給与所得者の個人住民税（市・県民税）につ

いて、給与支払者（事業主）に、給与から天引きされる「特別徴収」による納付の実施を徹底する取り組みを行なっています。昨年度まで、納付書または口座振替による「普通徴収」で納付していた給与所得者は、一定の要件に該当する人を除き、特別徴収へ変更されます。対象者へは、市から事業主を経由し、市・県民税の「特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」が届きますので、ご確認ください。

■市・県民税が課税されない人

- 1 均等割・所得割が課税されない人
 - ① 生活保護法による扶助者
 - ② 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、29年中の所得が125万円以下の人
 - 2 均等割が課税されない人
 - 29年中の所得が28万円×（配偶者・扶養親族の数+1）+16万8000円以下の人
 - 3 所得割が課税されない人
 - 29年中の所得が35万円×（配偶者・扶養親族の数+1）+32万円以下の人
- ※配偶者・扶養親族がいない場合は35万円

問 税務課市民税班 ☎73-0087

税金の納め忘れはありませんか

市税を滞納すると、納期限の翌日から完納までの日数に応じて、延滞金が加算されます。また、市が実施する事業への入札参加や補助金の受給などの行政サービスが制限されることがあります。

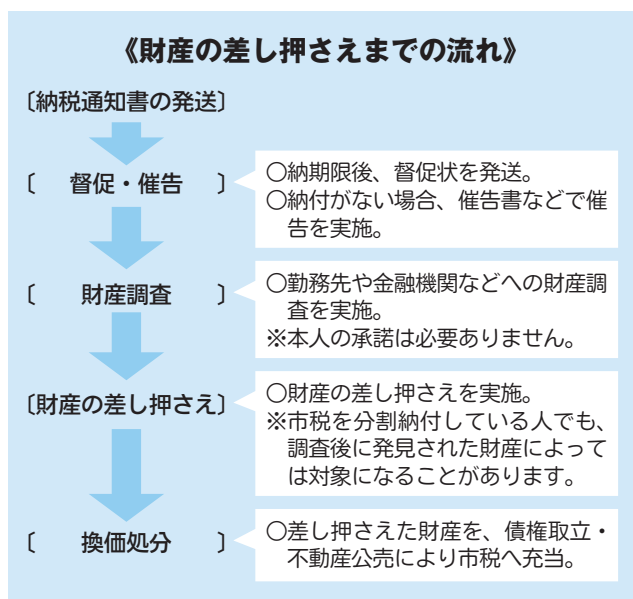
財産があるにもかかわらず督促・催告に応じない滞納者に対しては、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。昨年度に実施した差し押さえの内訳は次の通りです。

	預貯金	生命保険	給与	不動産	その他	合計
差し押さえ件数	8件	27件	6件	10件	33件	84件

◆納税相談は通常時間外にも実施

市では、通常時間外の納税・相談窓口を市役所1階税務課で開設しています。災害や病気などのやむを得ない事情により納税が困難な場合は、早めにご相談ください。
日曜納付・相談窓口…毎週日曜日の9時～12時
夜間納付・相談窓口…毎月25日の17時30分～20時
※25日が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日に実施

税金は私たちの暮らしを支える大切な財源です。期限内に納税を行いましょう。市では、督促・催告に応じない滞納者に対する滞納処分の取り組みを強化しています。



問 税務課納税推進室 ☎73-0087

助成申請は今月15日まで

重度心身障害者(児)の医療費

市では、身体障害者手帳の1級・2級の人および療育手帳(A)の人を対象に重度心身障害者(児)医療費の助成を行っています。助成対象者は6月15日(金)までに申請の手続きを行ってください。

受給券を持っている人には、5月末に通知書を送付しました。申請が無い場合は、助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。

申請方法など

下記の物をお持ちの上、市役所1階福祉課または野栄総合支所で申請してください。所得金額によっては該当とならない場合

合があります。

◆持参品

- ① 障害者手帳または療育手帳
- ② 健康保険被保険者証の写し(同じ保険に加入している人全員分)
- ③ 印鑑④ 通帳(新規のみ)

なお、所得金額などの理由により、平成29年度は該当とならなかった人も新たに対象になる場合や、29年度の該当者でも対象にならない場合があります。

また、27年8月以降に65歳を迎え、等級が該当になった人または他県から転入した人は助成の対象外です。

福祉課障害福祉班 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3111

海の生き物と触れ合おう

第2回 自然観察会



県指定名勝・仁右衛門島(鴨川市)へ船で渡り、島内散策や潮だまりの生き物を観察します。

期日…6月16日(土)生涯学習センターに6時50分集合 ※小雨実施。
対象…小学生以上(4年生以下は保護者同伴)
定員…45人(申し込み順)
参加費…1000円(観覧料など)
申し込み…13日(水)までに下記まで
申問生涯学習課生涯学習室 ☎67-1266

受給者は

30日までに提出を

児童手当の受給者は、手当を継続して受けるために「現況届」の提出が必要で、対象者には届出書を送付します。届出書の内容を確認し、関係書類を添えて、6月30日(土)までに必ず提出してください。

児童手当の現況届

これは、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合は、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◆提出先

市役所1階福祉課または野栄総合支所

土・日曜日も

受け付けています

6月17日(日)・30日(土)は福祉課で現況届の受け付けを行います。

時間…8時30分～17時15分

福祉課子育て支援班

☎73・0096

参加集

「美味しい、楽しい、学べる」

料理教室を開催します

各料理教室を7月から開催します。親子で参加できる教室もあるので、「作って楽しい、食べて学べる」おいしい教室にぜひ参加してみませんか。

はなまるダイニング

料理を作って、食生活や生活習慣病の予防を学びましょう。

◆期日とテーマ

- ① 7月13日(金)・「減塩対策」
- ② 8月30日(木)・「食事のバランス」
- ③ 10月30日(火)・「脂質異常症」
- ④ 11月28日(水)・「歯磨きチェック」

※時間はいずれも9時30分～13時で、1回のみ参加も可。

◆場所と対象など

- 場所…①②は生涯学習センター、③④は八日市場公民館
- 対象…市内在住者
- 定員…20人(申し込み順)
- 参加費…1回200円

わんぱくクッキング

親子で一緒に料理やおやつを作ります。作って楽しい、食べておいしい教室です。

◆コースと期日

- ①【Aコース】7月31日(火)、



わんぱくクッキングの様子(昨年)

- 8月17日(金)、9月9日(日)
- ②【Bコース】12月21日(金)、1月24日(木)、2月27日(水)
- ※時間はいずれも9時20分～13時で、申し込みはA・Bどちらかのコースのみ。

◆場所と対象など

場所…生涯学習センター
対象…2歳以上の幼児とその親
定員…15組(申し込み順)
参加費…各回1人に付き100円

申問健康管理課 ☎73・1200